

## 埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日 時	平成23年12月1日(木) 午後3時45分から5時00分
場 所	さいたま商工会議所第2会議室
出席者数	12名
出席委員	高橋委員、河村委員、石野委員、横山委員、田村委員、伊藤委員 荻野委員、関根委員、川島委員、春野委員、長谷川委員、増田委員
欠席委員	和田委員
諮問事項 その他	1 平成23年度埼玉県推奨図書について 2 埼玉県の非行情勢について 3 その他 ・埼玉青少年の意識と行動調査について ・九都県市携帯電話端末等推奨制度について

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名  
荻野委員、関根委員
- 3 議 事

(1) 平成23年度埼玉県推奨図書について

ア 諮問の一部取り消しについて

事務局及び高橋会長から諮問の一部取り消し（「けんぽうのおはなし」平成23年9月5日付け青第396号）について説明がされた。

<質疑・応答特になし>

イ 推奨図書の諮問について

事務局から説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。  
（諮問図書名：「セカンドチャンス」）

（高橋会長）

先ほど発行年月日の関係で来年度は諮問できないので今回諮問するということがあったが、どのような規定になっているのですか。

（事務局）

内規で（推奨図書は）発行年日から1年3ヶ月以内のものとされています。今回の諮問図書は2011年1月に発行されており、来年度の諮問には間に合わないものとなっています。

（石野委員）

中身の部分についての異論はないのですが、手続き的な部分で教えていただきたいと思います。今までのお話を聞いていると、推奨図書選定委員会が選定してから審議会に諮るといように理解していたのですが、今回は審議会委員が申し出たから特別に諮問したのか、それとも例えば今後においても「年度内に諮問してもらいたい」という依頼があちこちから来た場合、同様に対応するのか教えていただきたいと思います。

（事務局）

まず今回の諮問図書について、推薦してきたのは審議会委員ではなくて、一般県民の方でございます。ただこの図書には、たまたま春野委員も記事を寄せているので、利害関係者ということで、この議事への参加は御遠慮いただいているものでございます。

今後同様の申出があった場合でございますが、過去においては推奨図書を年2回

実施しておりましたが、最近は年1回にしております。その理由といたしまして、10月から11月にかけて読書週間がございますので、そこに合わせて推奨した方がPR度が高いということで年1回としております。先ほどの内規との関係もございますので、内規に違反しない限りは「翌年度でどうですか。」とご案内したいと思いますが、年度途中で推奨する必要がある場合は、今後も審議会にお諮りしていきたいと存じます。

(高橋会長)

今まで年2回やっていたのは、何月と何月ですか。

(事務局)

4月と10月です。

(高橋会長)

他に意見等はございませんでしょうか。

それでは、今回諮問を受けた「セカンドチャンス」については推奨すべきものとして知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(高橋会長)

なお、知事への答申については、後ほど、事務局を通じて、提出することとさせていただきます。本議事に関する審議が終了しましたので、春野委員の入室をお願いします。

## (2) 埼玉県の非行情勢について

事務局から少年非行白書に基づき説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

12ページの図26では、平成20年に刑法犯少年再非行率(埼玉)が35.7%と急激に増えているが、その要因は何ですか。

(事務局)

特にこの時期に特徴的な事象があったかの分析はしておりません。

(高橋会長)

8ページの万引きを見ますと全体的に増加傾向が見られますし、成人を含む万引

きの検挙・補導人員の中で、少年割合が38.4%を占めています。この背景はどのようにお考えですか。

(事務局)

県内で大型店舗の出店が非常に高いということで、県警の方では、大型のショッピングモールでの万引きがかなり増えておりますので、その対策に努めております。

また、万引きについては初発型非行、非行の入り口ということで、早い段階で指導する必要がありますので、お店側にも警察に届け出るように指導しております。そのような取組が背景として考えられます。

(高橋会長)

先日少年補導のボランティア大会でお話をさせていただいたのですが、全国の傾向で年間15万件、被害額4,615億円、大体年間1,000件くらいが(万引きが原因で店が)潰れるということでした。書店の実情に詳しい水野委員いかがですか。

(水野委員)

やはり書店の方でも万引きを発見したらすぐ警察に届け出るようにという通知は出しております。実態として、大型書店は結構な被害金額で件数も多くなっていると聞いております。

(高橋会長)

背景として「おかしいな」と思うことはございますか。

(水野委員)

背景については、特に調べてはおりません。

(高橋会長)

例えば、(万引きをした子どもの)親と話すこともあると思いますが、その時にどのような対応をされていますか。

(水野委員)

親を呼んで話をする時なのですが、親が無責任になってきていると感じることがあります。自分の子どもだけをかばって人のせいにしてしまう。極端な例では「書店に置いてあれば、うちの子が欲しくなるのは仕方がない。置いている書店が悪い。」という親もいる。以前「自分はやっていない」と言い張る子どもがいたので、最後に親を呼んだら親の方も書店が悪いというような雰囲気でした。子どもよりも親の教育・しつけが変わってきたのかなというのが印象です。

(高橋会長)

先ほどのボランティア大会では、何故万引きしたのかという質問に対して、「ゲーム感覚」「単にモノが欲しかった」という回答がほぼ半分を占めていました。何故多く的人是らないのかという質問に対して、万引きしない少年たちは「家族に接することが多い」、万引きした少年たちは「ゲームやインターネットに接触することが多い」という傾向があることに非常に興味を持ちました。こういう問題点から青少年健全育成にどのような施策が大切かということにつなげる必要があると思います。

(関根委員)

最近では警察の方でもお店にきちんと警察に届け出るように指導しているというのですが、以前は小学生が万引きしても、あまりにもかわいいので帰してしまうということも多かったようです。

(高橋会長)

店側も保護者側も大目に見るということで、結局再犯を重ねてしまい、感覚がマヒしてしまうという悪循環に陥ってしまう可能性がありますね。最初にそういうこと(万引き)はいけないということをきちんと教えておく必要があります。

(石野委員)

16ページに居住地別検挙状況が記載されていますが、そのうちの人口比を見ると久喜市、加須市などが上位を占めており、利根川沿いの地域が多くなっているように感じます。この傾向について分析していることがあれば教えていただきたいと思います。

それから、自分の市町村の検挙状況について、自治体や学校関係者に伝わっていないのではないかと感じます。例えば、上田知事が税の徴収率を市町村ごとに全部明らかにしておりますが、検挙率の状況についても各市町村や市町村教育委員会に伝えていくことが大事であると思います。

(事務局)

少年非行白書については、配布先は県内の小中高等学校、教育委員会、各市町村の関係課に配布しております。上位に名を連ねている市町村の中からは、「対策を講じなければならない」という声も聞こえてきております。成人を含む万引きの検挙・補導人員の中で、少年割合が3分の1ということですが、大型店舗が増えたところは、万引きが増えている傾向がございます。例えば、大型ショッピングモールが菖蒲町(現：久喜市)にも出来ております。

(高橋会長)

居住地別検挙状況はいつから公表しているのですか。

(事務局)

5年程前からです。

(高橋会長)

(都道府県別検挙・補導人員の順位において)埼玉県が全国3位ということで、これが一番なんとかしなければいけないデータであると思います。かつて知事は不登校や高校中退がどれくらい地域別に違うかということに執心して、「何でこんなにこの地域は多いのか」などの指摘がありましたが、その後実際に大きく改善した経緯もありますので、これを見ながら今後の対策、改善点を大いに議論してもらう必要があるのではないかと思います。

13ページでございますが、不良行為のうち深夜徘徊が6割を占めています。平成18年くらいからどんどん増えてきておりますが、深夜徘徊の対策は何か行っているのでしょうか。

(事務局)

県警では深夜時間帯は犯罪やその被害に遭遇する可能性が高くなるということで、少年対策として平成16年から深夜時間帯の補導を強化しています。県警では補導した者には保護者に連絡し、家庭でも指導してもらうことにしています。特に児童生徒が多いので、学校側と協力して、対応すべき生徒には警察から学校に連絡し、学校でも指導してもらうようにしています。

(春野委員)

不良行為の補導では「人員」となっていますが、1人の少年が何回も補導されている場合のカウントはどのように行っているのですか。

(事務局)

(延べ件数として)この中に入っています。中には5回、6回という少年もいます。

(春野委員)

5回やれば5になるということですね。わかりました。

(荻野委員)

非行の低年齢化となっているということですが、その主な理由は何ですか。

(事務局)

全国的な傾向であり、確固たるものではないのですが、携帯電話を利用するケースが多くなっています。携帯電話を利用していじめをしたり、犯罪をしたり、仲間を集めたりしています。携帯電話に絡んだ事件が多くなっています。今は小学生でも携帯電話を持っていますし、中学生では相当数持っています。

(高橋会長)

環境の変化とか規範意識の低下などが考えられます。家庭教育における規範意識問題が起きているのかなという気がいたします。

### (3) その他

「埼玉青少年の意識と行動調査について」「九都県市携帯電話端末等推奨制度について」事務局から説明があった後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

細かいところなのですが、傾向の書き方ですが、どういう課題があるかを考えてもらうためにあると思うが、例えば「Q3 お父さんやお母さんは自分の気持ちを分かってくれるか」について、10歳～14歳と15歳～30歳を比較しますと、「お父さんは気持ちをわかってくれる」は、23.8%から13.6%に減少しています。「お母さんは気持ちをわかってくれる」は36.6%から21.4%に減少しており、減少幅が大きくなっています。これは自立支援までであるから、自然だという見方もできるかもしれません。

傾向の2段落目では、「10歳～14歳」では「15歳～30歳」に比べて、「自分の気持ちを分かってくれる」と回答した割合が両親ともに6.5～8.2ポイント程度高くなっている。」となっていますが、これを逆転して「また、「15歳～30歳」では「10歳～14歳」に比べて、「自分の気持ちを分かってくれる」と回答した割合が両親ともに6.5～8.2ポイント程度低くなっている。」と書くことにより、ここから何に気付いてほしいかということがクリアになると思われれます。同じことが7ページの両親への信頼度についても言えると思います。表現上の問題ですが意見として提言させていただきます。

しかし、「お父さんのようになりたい」は予想以上に多いですね。

(河村委員)

そもそもで申し訳ないのですが、15歳～30歳はどうしてこういう括りなのかですか。ここまで広いと、何も見えなくなってしまうと思います。高校生と大学生も違うし、大学生と社会人も違うと思いますし。

(事務局)

青少年の捉え方でございますが、国の方も就職もできず自立できない若者が増え

ているという事情を踏まえ、対象範囲を広げています。青少年の範囲は、現在概ね30歳までとなっていますが、取組によっては39歳までを対象とすることもございます。前回調査までは24歳までを調査対象としていたのですが、このような社会的動向を踏まえ、もう少し調査対象年齢を広げる必要があるという視点から今回調査対象を30歳までに広げています。

仰るとおり15歳から30歳の方に全く同じ設問で実態が反映できるのかということもございます。そのため15歳から30歳までの調査票でも、設問によっては、「この設問は18歳未満の人だけが教えてください」となっているものもございます。例えば、おこづかいの金額も15歳から30歳の方すべてに聞いているわけではなく、質問しているのは18歳までの方だけとなっております。このように設問内容に応じて対象年齢を変えて調査をしております。

(河村委員)

設問の種類ではなく分析するとき、例えば①15歳から22歳まで②それ以降というように分けて分析することはできないのですか。ある意味大学生くらいまでは自立できないのは当たり前という考え方もあるでしょうが、それ以降の人がどうなっているのかというように調べてみないと細かいことが分かりません。親子関係についても親離れや子離れをする状態も15歳から30歳までを一緒くたにしてしまうのもどうかと思います。平成18年度調査との比較をするにしても新たに30歳まで入れてしまうときちんと比較できるのかどうかという懸念があります。

(高橋会長)

例えば15歳～19歳、20歳から30歳というような区分で分析をすることは可能ですか、難しいですか。

(事務局)

実際の報告書に出てくるのは一緒くたになってしまうと思います。しかし、年齢別や職業別のデータもございますので、私どもで、それぞれ年代別や職業別の傾向を分析して、今後の取組に生かしていきたいと思います。

(河村委員)

回答者の年齢は分かるのですよね。

(事務局)

はい。

(河村委員)

それであれば、年齢別の分析はできるのではないですか。

(事務局)

データはありますので、分析させていただきます。ただ、報告書についてはスケジュールと委託金額の関係など色々な制約もございますので、反映させることが難しい面もございます。

(事務局)

(株) エスピー研というところに調査委託をしております。そこからの報告書には年齢別の傾向等は反映できませんが、生データはございますので、職員が分析して、もう少し細かい年齢別の傾向等を確認して、今後の取組に活かしていくという趣旨でございます。

(高橋会長)

職員で補うことができるということですね。

(事務局)

事務局の方で対応できるものはしていきたいと思えます。

(高橋会長)

それでは大変ですが、是非よろしくお願ひします。

(事務局)

年齢別というよりも職業別での分析となってくるかと思えます。職業別であっても例えば15歳～30歳の方でも高校生、大学生、働いている方、主婦の方などという区分で、ある程度年齢ごとの傾向を把握できるかと思えますので、そのように分析していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(河村委員)

細かい話ですが、どこに差が出てくるかは、年齢別で見ても分からないかもしれないし、職業別にみても分からないかもしれません。データを見ないと分からないと思えます。

(春野委員)

分析についてどういうふうに捉えるかというのは、時間をかけてやるのは大変だと思えますが、委託するのではなく、その費用を分析に回していくなど、工夫してできたらいいなと思えます。

(事務局)

前回審議会で田村委員からも同様のお話をいただいておりますし、河村委員か

らも学校や学生を活用したらどうかというアドバイスをいただいております。県庁内でも委託調査が多いということで、十分な検討ができなかったのは申し訳ありません。学生の協力をいただいたり、設問についても議論していただくということも、とても大事だと思います。今回は進めてしまっているのですが、次回の調査に活かしていきたいと思います。

(高橋会長)

なかなか今すぐというわけにはいきませんが、本来審議会は自分たちで議論をして対策を練って進めていくというものでございますから、お忙しいとは思いますが、委員の中から何人か担当していただいて、それこそプロジェクトチームではありませんが、事務局と協力しながら分析にも関わって、議論をして報告書を作っていくのが審議会や委員の役割でしょうから、次回以降是非そういうことができるように話し合っていければと思います。それでは他にはありませんか。ないようでしたら九都県市携帯電話端末推奨制度についてはいかがでしょうか。

(長谷川委員)

概ね中学生以上についてですが、「②青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡することを防止できること」となっていますが、これはメールも含まれるのですか。

(事務局)

含まれます。

(長谷川委員)

「できること」となっているだけですから、それを解除できる機能があってもそれでも基準を満たしているということですか。

(事務局)

基本的に、正しく機能を使っていただくことが前提となっていますので、解除されてしまったらその時点で推奨条件を満たさなくなってしまうので、あくまで正しく使っていただければ推奨しますよというものでございます。

(事務局)

補足いたしますと、機種の部分には分かり易いとは思いますが、機能のところは分かりづらくなっています。一覧表がありますけれども、中学生以上の機能推奨では例えば、NTTドコモの場合、「親子モード」や「迷惑メール対策設定」など色々書いてありますが、そのようなパッケージを使っていれば、推奨するというものです。しかし、仰るとおり機能については解除しようと思えばできてしまいます。

ですから機能の部分については、保護者の役割が非常に重要となってくると思います。強制はできませんが、こういう（推奨）機能を使ったら解除をしないように、保護者と子どもでよく話し合っただけでルールをつくってもらうことが大切です。そしてそれを見守っていくとともに、啓発していくというものです。

（長谷川委員）

スマートフォンなどでも、同じような（推奨）機能を使えるサービスがありますが、そのようなサービスを使えばスマートフォンでも推奨されるということでしょうか

（事務局）

この推奨制度は、推奨基準に合致するかどうか、まずは携帯電話事業者が判断して、合致するとした場合は申請してもらうこととなります。その後、選定委員会で議論をして、基準に合致していれば推奨するということとなります。従いまして、現実には推奨機能があるから推奨するというわけではありません。携帯電話事業者による申請が必要となります。

（長谷川委員）

脱線してしまうかもしれませんが、アンドロイド系のOSでQRコードを読み取るというのは小学生も含めて全部OKとなっています。それに対してIOS、つまり 아이폰系では18歳未満は利用できないということがあるのですが、そのようにQRコードを読み込む機能というのは話に挙がらないのでしょうか。なぜかというとならばQRコードでアダルトサイトに繋がるのが流行っています。まあホワイトリスト方式ではじかれてしまえばそれまでですが。

（事務局）

それはスマートフォンのwifiの話ですか。

（長谷川委員）

いいえ。カメラでのQRコードを読み込む機能がアンドロイドと 아이폰では違うのですね。自分で最初に気がついたのですけれども、 아이폰に15歳未満等と年齢認証のロックをかけるとQRコードが読み込めなくなります。そういう年齢の区切りがメーカーとかで違っているということかと思ひまして。

（事務局）

QRコードが読み取れるかどうかは推奨基準には直接関係がありません。ただし、QRコードを読み取った結果、有害サイトにつながってしまうとなった場合ですが、小学生の場合はそもそもインターネットができないことが推奨条件となっております。

ますので、その時点で推奨基準を満たしていないということになります。

また中学生以上の場合は、フィルタリング方式がカスタマイズかホワイトリストとなっておりまして、危ないサイトには飛ばないで、行きつく先は安全なサイトでなければなりません。それが、有害サイトにつながるのであれば、やはり推奨基準を満たしていないという整理になってまいります。

(石野委員)

そもそも相対的に、こういう推奨機種を子どもに持たせようという家庭の子どもは、有害サイトにアクセスしない子どもが多いのではないかと思います。問題が出てくるのは、子どもの携帯電話に不干涉、無関心な保護者がいる家庭の方が多いのではないかと思います。

結局、推奨携帯電話といっても、出会い系サイトなどの問題への対策にはなっていないのではないかと思います。それよりは携帯電話事業者が有害サイトを把握できるのであれば、有害サイト自体をなくしてしまうように働きかけた方が根本的な解決になると思いますが、その点はいかがでしょうか。

(事務局)

我々もそう思っています。青少年インターネット環境整備法というものがありますが、現状では「18歳未満が使う携帯電話はフィルタリングをかけて売りましょう。ただし、保護者が理由の如何に関わらず解除できます。」という法律になっています。その法律では緩いので、県では条例で解除要件の厳格化を図りました。ただし、条例ですので一定の限界がございます。最終的には法律の改正が必要であると思っています。九都県市では昨年この法律の改正要望を国に行いました。

しかし、国は「表現の自由」の問題があるため、規制の強化には否定的となっています。我々としては、この規定では緩いと認識しておりますので、引き続き要望していきたいと思っています。それとは並行して、努力をしている携帯電話は推奨していくとともに、ネットアドバイザーを活用して保護者になるべく働きかけながら啓発していきたいと思っています。首都圏には4,000万人の人口がいますので、こういう取組は、九都県市共同でやっていきたいと思っています。

(関根委員)

小学生にはなるべく携帯電話を持たないように、という指導がいいのではないかと思います。携帯電話やパソコン等によって、子どもたちの脳がかなりのダメージを受けて壊れかけているという話も聞こえてきます。できたら小学生は携帯電話は持たないでというように、行政からも指導していただけたらいいなと思っています。脳科学の先生の話を知りましたが、「大変だ」「これから子どもたちとよく話していかなければ」とお母さんたちは右往左往していました。怖さも含めて、お母さんたちにも発信していけたらいいなと思います。

高橋会長も脳科学の分野でご活躍していますが、大っぴらでなくても子どもたちを守りたいと思います。

(事務局)

私たちが携帯電話を持つことを推奨するつもりはありません。実態といたしまして、小学生で3割弱、中学生で6割、高校生では9割以上が携帯電話を所持しております。持たせない方がいいのかもしれませんが、持たざるを得ない人も現実にいるので、「持つ場合は推奨携帯電話がいいですよ」ということで、アナウンスしていきたいと思います。

(高橋会長)

この問題は、いつも表現の自由の議論になります。表現の自由というのは「大人の論理」です。青少年健全育成の観点では、子どもの成長、発達機能を保障することが教育基本法第10条の趣旨でございます。古代ローマ法では、「法は家庭に入らず」そして「行政は家庭に関与してはいけない」というのが今までの常識でした。しかし、子どもの発達を保障するという観点から考えていくと、大人の論理だけではなく、子どもの最善の利益のために何が大事かという観点で議論していく必要があります。そこをはっきりと、遠慮しないで大胆に主張していく必要があると思いますのでよろしくお願いします。

#### 4 閉 会